

いわて子ども希望基金助成事業 令和4年度^{あい}・出会い応援事業 第1次募集！



(公財) いきいき岩手支援財団では、社会全体での子育て支援策の拡充を図るため、子育て活動支援のほか未婚男女の出会いの場創出のための助成事業を行っています。



1 助成対象

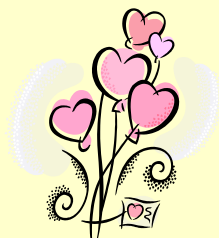
:。・°。☆ .・.:.* .:。°☆*・.:。 .*:°☆.°.:.*:。・・°*。☆ .・.:.* .:。°☆*・.:。☆*.:

岩手県内に住所又は活動の本拠を有し助成対象事業を確実に遂行できる団体、法人、個人とします。事業実施のために組織された団体（実行委員会等）も助成対象となりますが、結婚支援を生業としている法人や営利を目的とする事業、参加者のカップリングのサポートを行わない、いわゆる「街コン」等は対象となりません。

また、同一事業へ他からの補助金等がある場合は当助成の対象となりませんのでご注意ください。

なお、対象事業は以下のとおりで、交付決定日以降に開始し、原則として令和5年3月20日までに終了する事業であることが条件です。**※交付決定時期 令和4年4月初旬（予定）**

- 1 未婚男女の出会いの場創出に関する事業
(未婚男女が出会うことができるイベントやパーティーの開催、出会いや結婚を応援する意識の醸成を目的としたセミナーの開催等)
- 2 未婚男女の出会いの場創出を支援する人材を養成する事業
(出会いや結婚を応援する人材を養成する講座の開催等)
- 3 未婚男女の出会いの場創出を行う事業のネットワーク化に関する事業
- 4 未婚男女の出会いの場創出に関する調査研究事業
- 5 その他未婚男女の出会いの場創出に資する事業
※営利を目的とする事業、団体の本来業務は対象外。



2 助成額

1 団体につき5～30万円

- ・事業の実施に係る経費が助成の対象。団体の運営経費や個人に帰属する経費などは助成の対象外。
- ・イベント等の開催に係る費用のうち、参加者の飲食や宿泊などの経費は助成対象外。
- ・広告宣伝費用に対する助成は上限15万円まで。
- ・原則として、事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する事業は助成対象となりません。

3 応募方法

所定の様式により、**令和4年1月6日（木）消印有効**にて当財団あて郵送ください。

※様式は当財団のホームページよりダウンロードできます。

※応募の際は、ホームページの「いわて子ども希望基金交付規程」「いわて子ども希望基金交付規程の運用基準」「留意事項」を必ずご確認ください。

4 その他

この公募は、令和4年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。助成事業の決定や予算の執行は令和4年度の予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

また、本制度は民間の先駆的、先導的事業に対し助成を行うもので、公益性、先駆性、実施効果、広域性などが総合的に審査され助成対象事業が決定されます。原則として団体が既に実施している既存事業は助成の対象となりませんのでご注意ください。なお、事業の実施効果が高く必要性が認められるものについては、最長3年間助成を受けることができます。詳しくは財団のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 〒020-0015 岩手県盛岡市本町通三丁目19番1号 岩手県福祉総合相談センター3F

(公財) いきいき岩手支援財団 総務・健康支援課

Tel: 019-626-0196 Fax: 019-625-7494 ホームページ <http://www.silverz.or.jp>

いわて子ども希望基金助成事業

【i・出会い応援事業】

いわて子ども希望基金とは	いわて子ども希望基金（以下「基金」とします。）は、岩手県の少子化対策を一層推進することを目的として平成21年10月に創設した基金です。 基金の額は10億円で、公益財団法人いきいき岩手支援財団（以下「財団」とします。）において管理し、この基金の運用益等により、「i・出会い応援事業」等を行っています。
助成の対象事業	① 未婚男女の出会いの場創出に関する事業 ② 未婚男女の出会いの場創出を支援する人材を養成する事業 ③ 未婚男女の出会いの場創出を行う事業のネットワーク化に関する事業 ④ 未婚男女の出会いの場創出に関する調査研究事業 ⑤ その他未婚男女の出会いの場創出に資する事業 ただし、団体の本来業務、他の公的助成金や補助金がある事業、営利を目的とする事業を除きます。また、原則として、事業の大部分を外部委託するものは対象となりません。
助成の対象者	助成対象者は、県内に住所又は活動の本拠を有し、助成対象事業を確実に遂行できる団体、法人、個人とします。 ただし、結婚支援を生業としている法人等は対象となりません。
助成額及び助成対象経費	助成額は、申請書類等の審査及び調査の結果、事業に必要と認められる額です。 助成の対象となる経費は、事業実施に直接必要と認められる経費で、1件あたり5～30万円です。 職員給与等の団体の運営に要する経常的経費のほか償還金、出資金等、また、イベント参加者の飲食費や宿泊費、開催場所までの旅費、賞品代等は対象となりません。
助成の期間	単年度助成が原則で、申請年度内に事業が完了する必要があります。 ただし、事業の実施効果を高度に発揮させるため、年次計画で実施する事業については、年度ごとの事業実施効果を審査して、継続助成が必要と認められる場合に限り助成することがあります。（同一事業への助成は最長で3年間）
助成事業への応募	助成を希望する場合は、所定の期日までに「助成金交付要望書」（様式第1号）を財団に提出していただきます。 なお、助成についての相談は財団で随時受け付けます。
助成の決定	助成金交付要望書の受理後、「いわて子ども希望基金助成審査委員会」の審査を経て、助成を行うことが適当と認められる事業について、内定の通知（以下「内示」とします。）を行います。 内示後、助成金交付申請書の提出を受け、審査を行って助成を決定します。 ※応募者全員へ文書にて選考結果を通知しますが、選考理由等に関する個別のお問合せには応じかねますことをご了承ください。
助成金の交付及び実績報告	助成金の交付は、原則事業完了後ですが、必要に応じて前金払いを行います。 また、事業が完了した場合には、速やかに「助成事業実績報告書」を提出していただき、書面審査（場合によっては現地調査）を行い、事業の完了が確認された後に助成金を交付します。 なお、事業の実績は財団のホームページに掲載し、一般に公表します。

詳細は、財団トップページ右側「いわて子ども希望基金」のページをご覧ください。

<http://www.silverz.or.jp>